

に関する特別のワーキンググループも設置をしておりました、ここには関係省庁及び地方公共団体に加えて、十の障害者・高齢者団体の皆様方、また十八の関連事業者団体、そして五つの建築関係団体が初めて一堂に会して直接意見の交流をする場を整えることができておりました、これをしっかりと進めながら、何とか小規模の飲食店等々のバリアフリーをしっかりと進めていきたいと、こう思っております。

今にわかに地方自治体でこうしたバリアフリーの制度を進めるということで助成制度ができていくという事は非常に高く評価をしておりますが、ちよつと現状でなかなか国で、予算獲得をしようとして、この二〇二〇東京オリンピック・パラリンピックというのはレガシーとして共生社会と言っている以上、なかなかバリアフリーの予算というのは非常に限られておりますが、それを少し大きく獲得するために、国交省としても予算の闘いというのはしっかりと進めておりましたが、ちよつと今、にわかに全国のところいきなり法的に義務化を付けるというのは、なかなかそのハレーションというか逆効果も大きいのではないかと思っております、その辺は丁寧に進めながら理想に向けて一歩一歩前に進めていきたいと、こう思っております。

○木村英子君 赤羽大臣、ありがとうございます。

当事者も含めた検討会もされていくということですので、そういった意味では、これから第一歩として進めていっていただきたいというふうに思っております。

また、公園の開発については、ホームレスの方や低所得者の方が不利益を受けるのではないかとというような懸念もあります。都市開発によって特定の企業だけが優遇されるのではないかと懸念や、その点については附帯決議を提案させていただきます、その点については、国土交通省としても、誰もが居心地が良く歩きたくなるような町を今後も推進していただきたいと思っております。

私の方からは以上です。終わります。
○上田清司君 無所属の上田でございます。

居心地のいい、歩きたくなるまちづくりについて幾つか質問したいところですが、この居心地のいい、歩きたくなるまちづくりにはマスクは似合わないもので、まずマスクについての質問をさせていただきます。

いわゆるアベノマスクは、介護施設等に配布するというところで、三月十六日から十九日にかけて六社と随意契約をして、三月三十一日に履行期限、いわゆる引渡しをすることになっておりましたが、四月三十日から五月三十一日に履行期限を延ばす再契約を結んでおります。緊急性をもって随意契約だと、予備費による約二百億円、本当にこれは

緊急性と言えるのかと。オープンに入札ができたのではないかと懸念があります。

また、補正予算では、既存の三社に加えて、新たに六社を加えて九社と契約をされています。補正分百六十六億八千万は、そもそも契約日が五月十三日から五月十五日、履行期限日が六月十五日、六月三十日、七月十五日になっていきますので、まさしくこれは全く緊急性がない。まさに随意契約は不当ではないかと。

経産省みたいにサービスデザイン協議会に丸投げしていないからまだましな方だなんて心で思っているかもしれないけれども、しかし、これは明らかに緊急性のない、オープンに入札をすべきものではないかと思っております。

補正部分については、これはもう既に会計検査院に、執行が終わってからでないかと調査はできませんが、予備的調査をお願いしております。

そもそも、こういう金額を、百六十六億からする金額を随意契約で、しかも、もう既に五月十三日から五月十五日に掛かって、この段階で緊急性があるというふうに、どこにそういう話があるのか、この件について政府参考人にお聞きしたい。
○政府参考人（八神敦雄君） お答え申し上げます。

まず、布製のマスクにつきましては、せきやくしゃみによる飛散を防ぎ、感染症の感染拡大を防

ぐために効果があるというふうを考えており、積極的なマスク着用を現在働きかけをしておるところでございます。

全戸向けの布製のマスクの配布につきましては、緊急事態宣言の解除後におきましても、専門家会議で提言をされました新しい生活様式で、外出時屋内にいるときや会話をするときには、感染拡大防止の観点から、引き続きマスクの着用……（発言する者あり）

お答え申し上げます。引き続きマスクの着用が有効だということ、それから今後も感染拡大が再燃する可能性もあるということ、こうした状況下で不織布マスクの需要抑制にも資するということから、引き続き有意義であるというふうを考えてございます。

感染防止の観点から、緊急に多量の布製マスクを調達をして全戸向けに迅速に配布する必要があったという状況を踏まえまして、緊急の随意契約としたものでございます。

○上田清司君 全然答えになっておりません。

七月十五日に引渡しが行われる期間になっているようなのがどこに緊急性があるんだと。それだったら公開入札で十分じゃないかと。これはもう国会を軽視している。会計検査院にいずれしっかり調査していただくので、覚悟してもらいたいと思います。とんでもない。人のお金を何だと考えてい

るか、勝手に随契にして。もう少し考えていただきたいと思えます。

それでは、本論の方に行きます。

今回、居心地が良く歩きたくなるまちづくりの創出ということで、いろんな条件づくりをされております。

特に、私が気になっているところでは、公共空間のリノベーション、交付金による支援と、それから民間事業者が参入される場合、公共空間を提供するということを前提にして固定資産税の軽減をする。この交付金のリノベーションの条件、支援するという条件、それから、まさに公共空間を提供する民間事業者ですから、その公共空間で当然何らかの形で利益を得るものをなくすわけですから、それに対する一種の補償的な意味での固定資産税の軽減なのか、この意味がよく不明なので、この考え方についてお聞きしたいと思います。

○政府参考人（北村知久君） 今回の居心地が良くなる町中ということで、民間事業者の方にいろいろ協力していただく。委員御指摘のケースは、民間事業者の方、今日の質疑の中でも宮崎の油津商店街の例もございましたけれども、民間企業の方が自分たちの土地を少し削ってオープンスペースをつくって、そこにいろいろな旅行の方とか観光客の方を通すと。それ自体としては利益を生まない空間でございますけれども、そこに人が集ま

ってくることによってにぎわいをもたらすというようなことを民間の方が自発的にやっていたいただいているところがあります。

今回は、官民で計画をして公共空間もなるべく歩きやすくすると。例えば、車道の歩道化をするんですが、それに合わせて民間の方も、じゃ、自分の軒先もこれも公共空間の一体として提供しましょうというような場合がございますので、そういった自由に使える空間を民地側で用意していただいた場合には、その分、その分というか、それに代わって固定資産税を、五年間の措置でございませけれども、半減するというようなことで促進をするというような制度でございませ。

○上田清司君 公共空間のリノベーションの交付金という考え方についてはどうなんですか。

○政府参考人（北村知久君） 失礼しました。

公共空間のリノベーションについては、これはむしろ公共側でございまして、例えば、今申し上げました、これまで車道だったところを歩道化すると。そのためには、例えば舗装の打ち替えとか、そういった費用が掛かってまいりますので、そういった事業につきまして交付金で国の方が支援をするというものでございます。

○上田清司君 条件づくりを何らかの形で国交省が行っていくという考え方で、もう一つは、民間でいわゆるエリアのコーディネートをする人たち

なりをきちっと手配をして非常に居心地のいい空間をつくっていくという、こういう考え方が入っているわけですけれども、どちらかというと、私は公が空間をきちっと整備していけば、黙っていてもその空間を活用すべき形は当該市町村あるいは地元商工会、商工会議所、あるいは商店街などが行っていくものだというふうに思っています。中途半端にどこかのまちづくり仕掛け人みたいな方々に来てもらわなくても、あるいはそういうものを指定しなくても十分だというふうに思っております。

今、資料で、埼玉県の春日部市というところで、県の管理であります河川整備を県がしつかり、もちろん地元町内会等々の、市当局始め関係者の意見を全部聞いて何回も話し合いをした上で、できるだけ御要望を生かす形でのこの河川の整備並びに遊歩道の整備、そして形、まさに居心地のいい歩きたくなるような空間づくりをやったんですね。これは、たまたまその絵は商工会議所が主催して行った夕涼みの会であるんですけれども、ふだんから土日などはウォーキングの方々が、今はちよっと違いますけれども、大変多くて、非常に熱心に様々な取組を商店街が企画したり、商工会議所が企画したり、様々なことをやっているんですね。私は、何かいろいろ考え過ぎじゃないかと。形を整えてあげればやっていただけ、また、やら

ないと地域の再生なんかできないというふうに思うんですが、何か必要以上に枠組みをつくって指定する云々等々をやり過ぎていないんじゃないかというふうに思っております。

赤羽大臣、何回かほかの質疑でもありました。その都度法律を一部改正しながら、計画をその都度ちよっとネーミングを変えながらやってきているんですけれども、むしろ、きちっとした、環境整備に関して枠組みをきちっとやったら、こういうことを余りやらなくてもできるんじゃないかと、こんなふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（赤羽一嘉君） 率直に言って、私、お答えする、何というか、材料が余らないんですけれども、なかなか、多分地方自治体によってはこうした仕組みが必要なく、これ春日部ですか、このようにうまくいっているというケースもあれば、なかなかこうしたことの仕組みが整わないところも多分あるんじゃないかなと。ですから、そこに規制緩和なり公共の提供とか、そこに民間事業者も誘致するみたいなことで、実例としてうまくいっている例も全国でも数多く出てきておりますので、私、使わなくて済むんだたら別に使わなくて、無理やりこれやれということではないんじゃないかと思えますので、選択肢というか材料というものを提供すること自体はそんなに否定

されるものではないと思います。

日南市ですとか栃木県の上三川町という人口三万人のところでも、普通であれば相当過疎化が進んでいると思いますけれども、様々な創意工夫の中で頑張られているところもありますので、それを、国としてもできることをしっかり後押しをしたいと、そういう趣旨でありますので、何か国が押し付けがましくやるというような趣旨ではないんじゃないかなというふうに、私はそう感じております。

○上田清司君 大臣、中身もそれはよく分かった上で言っておられるわけであります。要するに、いろんなパターンがあるので、そういうパターンを尊重しながらやらなければならぬということを私は強調しているわけであります。

よくこの指定の話が出てきますので、この指定の話に関しては非常に眉唾だと私は感じております。何か書類を整えて指定を受けなければというところからのスタートになってしまいますので、そこをきちっと見ていたたく形が整わないと本当のまちづくりはできないんじゃないかということをいつも感じておりますので、あえて申し上げます。

ありがとうございます。終わります。

○委員長（田名部匡代君） 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。